

町のチンピラ仲間のあいだでリーダーを自認する甲は、最近態度が大きく目障りに感じていたXと激しい口論となり、どうしても腹が収まらなかったことから、日頃手下に使っている乙にことの次第を伝え、「あいつを少々痛めつけてやりたい。ついでに、何か家から頂戴して来よう」と申し向けて、乙を伴ってX宅に出向いた。途中の車内で甲は殺意を生じ、乙に「やられたらナイフを使え」と指示した。X宅に着くと、甲は車で待つことにし、大柄でいかついXに逆襲されたときのために乙にナイフを持たせたが、内心では、場合によってはXが死んでくれたりするならいっそそれも良いとの心持ちであった。

一方、甲の指示を受けた乙は、ことが簡単に済むであろうと考えていたところ、玄関先で対峙したXに、予想外にも殴る蹴る等の激しい暴力を受けて死の恐怖を感じたため、自己の生命身体を防衛する意思で持っていたナイフでXの腹部をひと突きし、恐ろしさから表に飛び出し、そのまま逃げ帰って行ってしまった。

これを知った甲は、今度は同じチンピラ仲間の丙をX宅に呼び出すことを思いついた。そして、「来ればラッキーなことがあるから今すぐXの家に来い」と丙に電話で告げた。

X宅に着いた丙はXが倒れている状況を見て驚きはしたものの、電話の時に甲に言われた言葉からも事情を推察し、玄関先で重傷を負い昏倒しているXを尻目に、甲と一緒にXの家から金庫を運び出した。(なおXはその後死亡していない。)

甲、乙、丙の罪責を論ぜよ。

参考判例 最高裁平成4年6月5日第二小法廷決定